自民党「日本国憲法改正草案」について

飯島滋明

第1章:はじめに

- 【1】「憲法改正を議論したら、必ず現在の憲法第9条は改正されてしまいますので、そうなったときに様変わりする。やがて徴兵制へ行く、これはもう間違いありません」¹⁾。
- 【2】「仮に、憲法を改定して集団的自衛権の行使を認めれば、先のベトナム戦争や湾岸戦争、そして、今のイラク戦争に自衛隊員は派兵され、米兵を守るため相手国の兵士と殺し合わなければなりません(ベトナム戦争では5万人の韓国兵が派兵され、数千人の兵士が殺傷されたといいます)。……外地で戦う米兵を守るために殺されたとなれば、その、自衛隊員の家族は黙っているだろうか。自衛隊員の離隊が続出し、志願者は激減するでしょう。行き着く先は、徴兵制と覚悟しての改定論なのでしょうか。恐らく改定論者は、自らは派兵されて殺されることはないと高をくくっているのでしょう」²⁾。
- 【3】「戦闘による死傷者が出て志願者が減った場合、やむを得ず〔徴兵制が〕導入されるかもしれません。それよりも医師や看護師、運送業や建築業に携わる民間人を強制的に動員させる"徴用"のほうが実現の可能性が高いと言えます」(〔〕は飯島による補足)³⁾。
- 上記【1】【2】の発言は、元防衛庁幹部の発言である。彼らによれば、憲法の改正がされれば「徴兵制」になるという。「徴兵制」だけではない。この点に関しては後で詳しく述べるが、上記【3】の私の発言のように、国防軍が創設されれば、医師や看護師、建築、土木、船員、運送業に携わる人も戦場にかり出される可能性が出る。国政の基本となる憲法が改正されれば当然、国のありかた、国民生活が変化する可能性が高い。2012年12月16日の衆議院選挙で、憲法を改正して「国防軍」を創設することを旗印に掲げる自民党が294議席を獲得した4。その上、「核武装」「自主憲

¹⁾ 小池清彦「小池清彦の主張――国民の血を流さない保障が9条だ」『我,自衛隊を愛す故に,憲法9条を 守る 防衛省元幹部3人の志』(かもがわ出版,2007年)24頁。

²⁾ 竹岡勝美「竹岡勝美の決意――憲法第9条改定論を排す」前掲注1) 文献74頁。

^{3) 『}週刊女性2013年1月29日号』39頁での私のコメント。

⁴⁾ もっとも、自民党が大勝したのは国民意志を正確に反映しない「小選挙区制」の結末である。たとえば 小選挙区で自民党は237議席を獲得し、300議席に占める割合は79パーセントだが、全国集計した得票

法制定」を主張する石原慎太郎前東京都知事が共同代表となっている「日本維新の会」も54議席、やはり憲法改正に積極的な「みんなの党」も18議席を獲得した。その結果、衆議院の大多数は憲法改正に積極的な国会議員となっている。こうした政治状況のため、憲法改正をめぐる政治的な動きや議論が活発になっている。「結党以来、自主憲法制定を党是」⁵⁾としてきた自民党は2012年4月27日に「日本国憲法改正草案」(以下、自民党「改憲草案」と略記する)を作成した。この自民党「改憲草案」がどのような日本社会の変革をもたらす可能性があるのかを提示することは憲法学者としての社会的責務だと感じる。そこで本稿では自民党「改憲草案」の概要とその問題点を紹介し、主権者である国民に提示したい。

第2章:自民党「改憲草案」について

---「国防軍 | 創設に関わる論点を中心に----

自民党「改憲草案」、いまの日本国憲法のさまざまな部分の改正を提案している。正直なところ、すべての問題を論述しようとしてみたが、「木を見て森を見ず」という紹介になりそうな気がした。そこで2012年12月の衆議院選挙前にメディアなどでも大々的に取り上げられた、「国防軍」創設をめぐる論点を中心に論じたい。

自民党「憲法草案」では「国防軍」が創設され(自民党「憲法草案」9条の2)、海外での戦争も可能になる(自民党「憲法草案」9条の2、25条の3)。「国防軍」創設に伴って内閣総理大臣は「国防軍の最高指揮権」(自民党「改憲草案」72条2項)とされ、かつ「行政各部の指揮監督・総合調整」(自民党「改憲草案」72条1項)を行うなど、権限が強化されている。海外での戦争を遂行するためには国民のさまざまな支援が不可欠である。そこで敗戦までの日本のように、権力者が「国のために尽くすことは尊いこと」という考えを国民に植えつけ、国民が「国防軍」の戦争を支援するような心理状態を作り出すために「日の丸・君が代」の尊重義務(自民党「憲法草案」3条2項)、首相などの権力者が靖国神社に公式参拝するのが可能になる規定(自民党「憲法草案」20条3項)、「教育」(自民党「改憲草案」前文、26条3項)に関する規定も設けられている。また、自民党改憲草では「立憲主義」が放棄され、国民の責務に関わるさまざまな規定が存在する。そうした責務が「徴兵」や「徴用」といったしくみにつながる可能性を否定できない。戦争を遂行するには「自治体」の協力も必要なので、自治体の協力についても規定がある(自民党「改憲草案」72条1項、92条3項)。

ただ、このように国民や自治体の協力体制が目指されているが、それでも戦争や政府の政策に 反対する言動、あるいは好ましくない言動に対しては規制及び弾圧が可能な規定が設けられてい

率は43パーセントだった。上脇博之神戸学院大学教授によれば「第一党の過剰代表は過去にも生じているが、今回は過去最悪だった。他党は過去最悪の過小代表を強いられた」。上脇博之「国会と選挙制度の抜本改革の行方」『法と民主主義475号』32-35頁参照。

^{5) 2012}年10月に自民党が出した「日本国憲法改正草案Q&A」2頁。以下,自民党「改憲草案Q&A」と 略記する。

る。反政府的な言動に対しては「公益及び公の秩序」(自民党「改憲草案」21条)を根拠に逮捕などがされる可能性がある。軍に関する情報を得ようとしたら「国防軍の機密に関する罪を犯した」(自民党「改憲草案」9条の2第5項)として、国防軍に置かれた「審判所」=軍法会議で裁かれる可能性がある。反政府デモなどを行えば、「公の秩序」(自民党「改憲草案」9条3項)を乱したとして、国防軍に弾圧される可能性もある。

そして最後になるが、「首相が訓示で、精強な部隊たれといくら訓示しても無意味である。天皇を元首として身近に仰ぐことが、使命感を高め士気を鼓舞する所以である」 6 という自衛隊の元幹部の発言からすれば、「天皇」を元首にしたほうが戦争遂行などのためにも都合が良いのかもしれない 7 。

こうした日本社会をもたらす可能性が出る自民党「改憲草案」について論じよう。

第3章:なにが問題か

第1節:「海外でも戦争ができる国」への転換

(1) はじめに

自民党「改憲草案」では「国防軍」が創設される!

こうした内容は2012年12月の衆議院選挙の前のメディアで大きく紹介されていた。 そして国防軍だが、自民党「改憲草案」では以下の任務をこなすことになっている。

- 6) 栗栖弘臣『日本国防軍を創設せよ』(小学館文庫, 2000年) 9頁。
- 7) 天皇を元首にする自民党「改憲草案」1条の意味について若干補足したい。自民党「改憲草案Q&A」7 頁では、「元首」とは「国の第一人者」であるという。天皇をこうして「権威化」することは他の規定でも見られる。元号法制定の動きに関して、「元号法制定推進論者の発言等によって明らかなように、天皇の権威化の一層の強化である」(山内敏弘・古川純『憲法の現状と展望』(北樹出版、2002年)431 頁)と指摘されているが、元号に関する規定も設けられている(自民党「改憲草案」4条)。日本国憲法では、天皇の国事行為には「内閣の助言と承認」が必要とされているが、「天皇の行為に対して「承認」とは礼を失する」から、自民党「改憲草案」では「進言」という文言に変えられている(自民党「改憲草案Q&A」8頁)。「礼を失する」ことと関係あるのかもしれないが、日本国憲法が改正される際には「天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する」(96条2項)となっているが、自民党「改憲草案」では「憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する」(100条2項)と、「国民の名において」が削除されていう。そして、国会の開会式での「おことば」など、現行憲法には規定がないので合憲性が問題となってきた、天皇の行為を憲法的に正当化するため、「天皇の公的行為」も自民党「改憲草案」では規定されている(6条5項)。

かつて――といっても21世紀だが――「日本は天皇中心の神の国」と発言した自民党の総理大臣がいたが、自民党「改憲草案」では、敗戦までの日本のように、天皇の「権威化」が図られている。「元首」と言えば、米国やフランスでは大統領である。憲法で天皇が「元首」とされれば、国民が天皇にどのようなイメージを持つようになるだろうか? 天皇が「元首」とされれば、天皇が崇拝の対象になるだけではとどまらずに「元首にふさわしい行為をすべき」などと解釈され、天皇の実質的権限が拡大する可能性もある。

- ①「自衛権の発動」(自民党「改憲草案」9条2項)
- ②「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協力して行われる活動」(自民党「改憲草案 | 9条3項)
- ③「公の秩序を維持し、又は国民の生命もしくは自由を守るための活動」(自民党「改憲草案」 9条3項)
- ④「在外邦人の保護」(自民党「改憲草案」25条の3)

憲法改正により、こうした任務を「国防軍」が行うことにどのような問題があるのか。③は「緊急事態」の箇所で論じ、ここでは②、①、④の順番で論じよう。

(2) 海外での戦争に対する歯止めを取り払う自民党「改憲草案」

日本国憲法前文では、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」という「平和的生存権」が明記されているが、自民党「改憲草案」では「平和的生存権」が削除されている。さらには、「特に問題なのは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という部分です。これは、ユートピア的発想による自衛権の放棄にほかなりません」(自民党「改憲草案Q&A」5頁)とのように、外国による国際紛争を外交手段で根気よく解決しようとする姿勢も放棄され、自衛権、つまり武力行使による解決が肯定される。

(3)「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協力して行われる活動」(自民党「改憲草案 | 9条3項) について

「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協力して行われる活動」などというと、「良いことだ」と思われるかもしれない。では、自民党はいままで「国際協力」「国際平和」との名目で何をしてきたのか。小泉内閣の下、「テロ対策特別措置法」(2001年)や「イラク特措法」(2003年)が制定された。そして、「我が国を含む国際社会の平和と安全の確保に資する」(テロ対策特別措置法1条、イラク特措法1条)との名目で、アフガン戦争の際には海上自衛隊がインド洋でアメリカなどの軍艦に給油活動を行った。イラク戦争の際には陸上自衛隊や航空自衛隊が米軍などの支援のためイラクにすら入り、武器を携帯する米兵をクウェートからバクダッドに輸送するなどの行為を行った。小泉内閣だけではなく、その後の安倍内閣、福田内閣、麻生内閣も「国際貢献」「国際平和」のためのとして自衛隊を派兵し、米軍などの支援をしてきた。石破茂防衛大臣は「中東地域とインド洋を安全に保つこと、そのために我が国が活動を行うことは、我が国の国益にかなうのです」⁸⁾と述べている。このように、自民党を中心とする歴代政府はインド洋やイラクへの自衛隊派兵が「国際平和」「国際貢献」であり、「国益」に適うとしてきた。しかし、インド洋やイラクへの自衛隊派兵が本当に「国際貢献」「国際平和への協力」なのか。まずアフ

⁸⁾ 防衛知識普及会編『新テロ対策特措法 石破防衛大臣に聞く』(内外出版,2007年)4頁。

【図1】

戦争項目	アフガン戦争(2011年〜現在)	イラク戦争(2003年3月20日~2011年)
アメリカ軍の攻撃態様	2001年10月7日の攻撃から12月6日までの空爆による民間人被害者は9・11テロ事件での犠牲者を越え、少なくとも3767人	・たとえばアメリカ軍によるファルージャ攻撃 (2004年4,11月)。
アメリカ軍による虐待の様子	テロ容疑者として身柄拘束した民間人を拷問が禁止されていない国に輸送し(「拷問のアウトソーシング(外注)」と言われる),そこで以下のような行為。・被拘束者に洗剤をかけて「人間モップ」として床を掃除する・頭巾をかぶせ放尿する,未成年者にタバコの火を押し付けて火傷させる・顔をトイレに突っ込み水を流す,口や鼻から水があふれ出て呼吸ができなくなるまで無理やり水を飲ます・夜中に冷水をかけたまま3~4時間放置する ⁹⁾ 。	・男性と女性の裸をビデオと写真で撮影する。 ・卑猥な姿勢を取らせ、写真撮影する。 ・裸の男性に女性の下着着用を強制する。 ・軍用犬をけしかける。拘留者が重傷を負った例も。 ・男性のグループに自慰行為を強制し、写真撮影する。 ・男性の指やつま先、性器に電線を取り付け、電気ショックの脅しをかける。 ・犬の首輪を着けた男性の前で女性米兵が写真撮影する。 ・〔医師ではない〕憲兵が壁に打ちつけられ負傷した拘留者の傷口を縫合する ¹⁰⁾ 。

ガニスタンやイラクでの米軍の行動を紹介する。

【図1】のような米軍の行為、どう思うだろうか? そして、こうした行為を行っている米軍などを自衛隊が支援することが、ほんとうに「国際平和への協力」「国際貢献」なのだろうか?「非人道的行為」に協力しているだけではないのか。

(4)「自衛権の発動」(自民党「改憲草案」9条2項) について

①自民党「改憲草案」での「自衛権」とは

自民党「改憲草案」9条2項では、「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」とされている。ここでいう「自衛権」だが、「個別的自衛権」に限定されていない。外国と一緒に海外でも戦争ができる「集団的自衛権」も認められることになる。実際、自民党「改憲草案Q&A」10頁では「この「自衛権」には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれ

⁹⁾ アムネスティ・インターナショナル日本編『グアンタナモ収容所で何が起きているのか』(合同出版, 2007年)参照。

¹⁰⁾ Los Angeles Times, 3. May. 2004.

ていることは、言うまでもありません」とされている。

②「集団的自衛権」とは?

「集団的自衛権」とは、自国は直接攻撃されていないが自国と密接な関係にある国への武力攻撃を一緒に実力で阻止する権利とされている。日本の歴代政府は集団的自衛権の行使を憲法違反としてきた(たとえば1981年5月29日鈴木内閣答弁書)。しかし、小泉、安倍、福田、麻生といった自民党政権のもとで「集団的自衛権」行使の途が模索されてきた。「自衛権」と言えば「悪い戦争」とのイメージがないかもしれない。自国と密接な関係にある国への攻撃に一緒に武力で対処する「集団的自衛権」、「仲の良い国への攻撃を助けてなんで悪いの?」となるかもしれない。

ところが「集団的自衛権」の行使の歴史を冷静にみれば、実際には「侵略戦争」「非人道的な 戦争への協力」に他ならなかった。

たとえば旧ソ連は、ハンガリー(1956年)、チェコスロバギア(1968年)、アフガニスタン(1979年)に軍事介入をして政権を転覆させた。こうした旧ソ連の軍事介入は国連総会でも批判されたが、旧ソ連は「集団的自衛権」の行使として自らの軍事介入を正当化した。300万人以上の死者を出し、枯葉剤等の化学兵器のため現在も多くの人が苦しむベトナム戦争にアメリカが介入した名目も「集団的自衛権」の行使だった。ベトナム戦争の際、韓国も「集団的自衛権」の名目でアメリカと一緒にベトナムで戦った。1984年にアメリカがニカラグアを侵略したときも名目は「集団的自衛権」だった。ニカラグアへのアメリカの侵略戦争について国際司法裁判所は「国際法違反」と認定した。さすがに今の国際社会では、堂々と「侵略戦争だ」と言って戦争を起こすことはできない。そこで「集団的自衛権の行使」の名目で他国との戦闘になることが多い「110。

③「集団的自衛権」が導入されれば?

ここで集団的自衛権の導入の是非について考えてもらうため、ベトナム戦争とイラク戦争の際 のファルージャ攻撃の状況を紹介しよう。

【図2】のような米軍の軍事行動、どう思うだろうか? たとえばベトナム戦争の際、日本も「トイレットペーパーからミサイルまで」と言われるほどの軍事的な支援をした。例えばナパーム弾

^{11)「}集団的自衛権」に関しては、松竹伸幸『「集団的自衛権」批判』(新日本出版社,2001年),川村俊夫『ちょっと待った 集団的自衛権』(学習の友社,2007年)などを参照。

図2

戦争項目	「ベトナム戦争」(1960年~1975年)	イラク戦争でのファルージャ攻撃 (2004年4月,11月)
アメリカ軍の攻撃態様	1965年から1973年の間に、インドシナ半島に1400万トンを越す爆弾がアメリカにより投下された。参考までに、第2次世界大戦中に日本に投下された爆弾の量は、原爆を除けば16万4千トン。ベトナム人の戦死者総数300万人。また、たとえばソンミ村での虐殺(1968年3月16日)。米軍兵士は500人以上の無抵抗な老人、女性、子どもを虐殺。	・2004年4月の攻撃で、2つのサッカー 場が墓地に変わるほどの死者。犠牲 者の大半は女性や子ども、老人。 ・「家から逃げ出そうとしている女性 や子どもを撃つ」「救急車を狙い撃 ちする」「 ²²)。 ・「AP通信によると、赤新月社がファ ルージャに人道支援物資を届けよう としたが〔米軍に〕許可されず、 水、食料、医療品などの不足が深刻 化」 ¹³¹ 。
アメリカ軍が使用した武器	ナパーム弾を大量に使用。ナパーム弾は焼夷弾の一種。大型の800ポンド弾の場合,これが投下されると直径約1.5kmは800度以上の高熱状態になり,焼き尽くす。そのため、ナパームの炎をあびた人間や建物は被害を免れることはなく、かりに焼死を免れた人でも重い火傷を受け、原爆ヒバク者と同様なケロイドを残す。	 ・1月の攻撃では、無差別・残虐兵器である白リン爆弾が使用された可能性¹⁴。 ・クラスター爆弾も使用。 ・イラク戦争では「新兵器の実験場」と言われるほど、新兵器が使用された。
アメリカ軍による虐待の様子	・犠牲者を麻袋の中に入れ、ハンマーや棒で殴る。犠牲者は通常血を吐き、内臓障害を引き起こす。 ・手足を縛られた犠牲者に、口から溢れるまで石鹸、汚物の混じった水を注ぎ込む。 ・灼熱のはさみで胸部、大腿部の肉を剥ぎ取っていく。 ・婦人の下腹部に先のとがった丸太や定規、ガラス瓶や非毒性のヘビなどを挿入する ¹⁵⁾ 。	ファルージャではないが、米軍の拷問、 虐待については【図1】参照。

- 13) 『毎日新聞』 2004年11月13日付。
- 14) 『毎日新聞』 2005年11月30日付。
- 15) 亀山旭『ベトナム戦争』(岩波新書, 1986年)74-5頁。

¹²⁾ ラフール・マハジャンほか著益岡賢+いけだよしこ編訳『ファルージャ 2004年4月』(現代企画室, 2004年) 94-5頁。その他にも,Los Angeles Times, 3. May. 2004.

の90%は日本製であった¹⁶⁾。しかし日本の自衛隊はベトナムに行き、アメリカと一緒に戦ってはいない。それは「集団的自衛権」が憲法で禁止されていたからである。一方、日本の憲法9条のような制約がなかった韓国やオーストラリアは「集団的自衛権」の行使を名目にアメリカと一緒に戦った。韓国の死傷者は約5000人。もし憲法で集団的自衛権が禁止されていなかったら、日本も韓国とアメリカと一緒に戦っていたかもしれない。

次に「ファルージャ攻撃」。ファルージャでの惨状がアラブ系衛星テレビで世界中に報道されると米軍への非難が巻き起こり、米軍はファルージャ攻撃を中止せざるを得なくなった。「一部の「御用学者」を除けば、世界中の法学者たちが、米国によるイラク戦争は国際法違反であると意見が一致している」「つ。ところが日本の小泉首相は「米軍のイラク・ファルージャ総攻撃を成功させないといけない」として米国を支持した「18」。そして「米兵のタクシー」と言われるほど、米兵などの輸送に協力してきた。ただ、自衛隊はアメリカ軍と一緒に戦ってはいない。それは日本国憲法で「武力の行使」や「集団的自衛権」が禁止されているからである。もし「集団的自衛権」が憲法で禁止されていなかったらどうなるか。「ファルージャ攻撃を成功させなければならない」という首相なら、ファルージャ攻撃に自衛隊を参加させたかもしれない。外国からも「東京〔=日本政府〕の無条件追随主義(le suivisme inconditionnel de Tokyo)」「9」と称されるほどアメリカの言いなりの日本政府が、アメリカから「一緒に戦場に出て戦え」と言われて拒否できるだろうか。自民党「改憲草案」を承認することは、こうした米軍の行為に日本が一緒に参加する可能性を認めることになる。主権者としてどう考えるか。

(5) 在外邦人の保護

自民党「改憲草案」25条の3では、「国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外邦人の保護に努めなければならない」と定められている。「グローバル化が進んだ現在、海外にいる日本人の安全を国が担保する責務を憲法に書きもむべきであるとの観点から、規定を置きました」(自民党「改憲草案Q&A」18頁)とされている。外国にいる日本人や日本企業が危険な状態になったときに「国防軍」が外国に行き、場合によっては武力行使をすることも想定されている。2013年のアルジェリア人質事件を契機に、海外での武器使用基準を緩和しようとする自衛隊法の改正の動きも出ている。外国にいる日本人を助けることが日本政府の役割だというのは当然である。しかし、「目的は手段を正当化しない」。外国にいる日本人を助けるために「国防軍」を外国に派兵したらどうなるか。たとえば立場を変えて、日本にいる中国人や韓国人が危険な状態にあるとして、中国や韓国が日本に軍隊を送りこんできたら、皆さんはどう思うだろうか? 当該国家の許可もなしに外国の軍隊が入り込むのは最たる「主権侵害行為」であり、場合によっては戦争にすらなろう。

- 16) 松岡完『ベトナム戦争 誤算と誤解の戦争』(中公新書, 2001年) 219-222頁。
- 17) ラフール・マハジャンほか著益岡賢+いけだよしこ編訳前掲注12) 文献162頁。
- 18) 『毎日新聞』 2004年11月9日付。
- 19) Le Monde, 25. novembre. 2005.

(6) 装備の変容――自民党「改憲草案」により核兵器の保有も可能に

日本国憲法9条2項では「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と定められている。 歴代政府の見解でも「戦力」を持つことはできず、「戦力に至らない自衛のための必要最小限度 の実力」しか持てないとされてきた。そのために自衛隊の装備は「専守防衛」に限定され、「壊滅的破壊」を与えるような兵器、たとえば「爆撃機」「航空母艦」「トマホークミサイル」などの 保有は憲法上できないとされてきた 20 。

しかし海外で戦争できる「国防軍」が認められることにより、現在の自衛隊の装備は質的にも大変換する。歴代自民党政権のもとでも憲法上禁止されているとされた「爆撃機」「航空母艦」「トマホークミサイル」などの保有も可能になる。核兵器を持つことすら憲法的にも可能になる。

第2節:「立憲主義」の放棄

国民=主人公,権力者=国民の使用人,という前提にたち,個人の権利・自由を守るために権 力者が守るべきルールを定めた法が憲法という考え方が「立憲主義」と言われる。欧米の憲法の 歴史を概観すると、「権力の恣意的行使を防ぐために成文憲法典を制定する」という「立憲主義」 (le constitutionnalisme, Konstitutionalismus)²¹⁾ は、古代ローマにその根を有し、紆余曲折を経つ つも徐々に西欧や北米の憲法に定着するようになる220。1789年のフランス大革命時に宣言された 「人及び市民の諸権利の宣言」16条の「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていな い社会は、憲法を持つものではない」という規定は、「近代立憲主義」を最も端的に示している。 日本国憲法でも「立憲主義」が採用されている。たとえば憲法99条で憲法を守る義務が権力者 や天皇に課せられているのに,国民に「憲法擁護義務」が課せられてないのは「立憲主義」の帰 結である。このように、国民の権利・自由を守るために権力者の守るべきルールを定めたものが 立憲主義的な「憲法」であり、日本国憲法も「立憲主義的憲法」だが、自民党「改憲草案」では 国民=主人公,権力者=国民の使用人という「立憲主義」が放棄されている。だから自民党「改 憲草案 | では国民の義務や協力がさまざまなところで定めら、権力者の統治のために国民が守る べきルールが「憲法」となっている。「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」 (自民党「改憲草案」前文),「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければらない」(自民党「改 憲草案」3条2項)、「すべて国民は、この憲法を尊重しなければならない」(自民党「改憲草案」 102条1項)などという規定は「立憲主義」の放棄に成り立つ規定である。

²⁰⁾ 兵器に関する国会審議については前田哲男・飯島滋明『国会審議から防衛論を読み解く』(三省堂, 2003年) 61-72頁。

Patrice Gélard/Jacques Meunier, Droit constitutionnel et institutions politiques, 11éd., Montchrestien, 2001,
 P. 91.

^{22)「}ローマ立憲主義」→「中世立憲主義」→「近代立憲主義」の流れについては例えば C. H. McIlwain 著, 森岡敬一郎訳『立憲主義 その成立過程』(慶応通信株式会社, 1982年)。

第3節:国民への「マインドコントロール」

(1)「教育を受ける権利」(憲法26条)「思想及び良心の自由」(憲法19条)「政教分離」(憲法20 条3項,89条)の歴史的背景および意味

「戦場の惨状は、私たちの脳裏を離れません。私たちに何の疑念も抱かせず、むしろ積極的に戦場に向かわせたあの時代の教育の恐ろしさを忘れてはいけません」。

これは沖縄の「ひめゆり平和祈念資料館」で配布される資料に記されている言葉である。

この言葉のように、敗戦までの日本では、天皇や権力者に従順な国民を作り上げるため、さまざまなマインドコントロールがなされた。敗戦までの日本では、国や天皇のために自らを犠牲にすることが崇高なことと教育された 23 。また、権力者に従順な国民を創設するに際して「日の丸」や「君が代」教育も大きな役割を果たした。「天皇陛下のお治めになる御代は、千年も万年もつづいておさかえになりますように」(小学5年生用『初等科修身 二』1942年版)という意味であった「君が代」、「日の皇子」=「太陽の子」とされた天皇をたたえる旗とされた「日の丸」の意味を子ども達に教え込むことで、天皇と国家のために生命を投げだす忠孝心を養う教育がなされた。さらに権力者の遂行する戦争に国民を協力させるために重要な役割を果たしたのは「靖国神社」であった。第2次世界大戦を遂行した権力者は、国=権力者の命令に従順であり、戦場に赴かせる国民を作り出すため、「靖国神社にまつられるのは崇高なこと」という考えを植えつけた 24 。権力者は、「国のために戦死して靖国神社にまつられることは尊いこと」という思想を国民に浸透させた。権力者が「教育」「日の丸・君が代」「靖国神社」を利用し、さまざまな「マインドコントロール」を行った結果、国民は戦争に協力するようになり、権力者の戦争遂行が容易になった。

日本国憲法ではこうした歴史への反省に立ち、二度とそうした「マインドコントロール」が権力者によって行われないための「歯止め」が設けられている。憲法26条の「教育を受ける権利」は、個人の人格発展のために教育が行われるべきことが内容とされている。そして戦前のように、「国のために死ぬことは尊いこと」という思想注入のために公教育を利用することが禁じられている。「思想及び良心の自由は、これを保障する」(憲法19条)との規定は、「日の丸」「君が代」を通じて「愛国心」を植えつけるといった行為を権力者が行うことを禁じている。「政教分離」(憲法20条3項、89条)が定められた理由はまさに、「戦死して靖国神社に祀られるのは名誉なこと」という思想を通じて国民を戦争に駆り立てるための精神的支柱であった「靖国神社」と権力者のつながりを断つためであった。

²³⁾ 敗戦までの日本の教育に関しては、堀尾輝久『教育入門』(岩波新書,1989年)参照。

²⁴⁾ 靖国神社の問題に関しては、内田雅敏『靖国には行かない 戦争にも行かない』(梨の木社、2006年)、内田雅敏『靖国問題 Q & A』(スペース伽耶、2007年)参照。

(2) 歴代自民党政権の実際の政策

「会談当事者は日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要であることに同意した。日本政府は教育および広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである」(1953年「池田・ロバートソン会談」草案要旨)²⁵⁾。

戦争遂行のための「権力者によるマインドコントロール」を阻止するため、日本国憲法にはさまざまな法的歯止めが設けられていることは紹介した。しかし、歴代自民党政権は憲法のこうした制約を骨抜きにしようとしてきた。1953年の「池田・ロバートソン会談」では、アメリカが求める日本の再軍備の障害として「憲法9条」と「教育」がやり玉に挙げられた。そして、上述の引用のように、日本政府とアメリカ政府との間で「教育および広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長すること」が約束された。その後、歴代自民党政権は教育を通じて愛国心を植えつけようとしてきた。第1次安倍政権の下で改正された「教育基本法」では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに」などとの規定が挿入されたり、教育内容に対する国家介入が認められる規定(16条、17条)が導入された。「日の丸」「君が代」に関しても「国旗・国歌法」が1999年に制定され、とりわけ学校での「日の丸」の掲揚、「国歌」の斉唱が強制される事態が進んでいる。首相として最初に8月15日に靖国神社に公式参拝した中曽根首相が参拝直前に「国のために死んだに国が感謝をささげるのは当然だ、さもなくして誰が国のために命を捧げるか」(1985年7月27日自民党軽井沢セミナーでの公演)と発言したように、「国のために犠牲になるのは尊いこと」という思想を広めるために首相などが靖国神社に参拝したりした。

(3) 自民党「改憲草案」が実現したら

では、自民党「改憲草案」のような憲法改正が実現したらどうなるか。**自民党「改憲草案」のような憲法改正がされれば、権力者が「靖国神社」「日の丸・君が代」、さらには「教育」を利用して、「国のために尽くすのは当然」という「マインドコントロール」が行われる可能性がある。**

「教育」に関して言えば、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」(自民党「改憲草案」前文)という文言を根拠に、国を守るため国を愛する心=愛国心を涵養する教育が行われる可能性が生じる。「教育環境の整備」(自民党「改憲草案」26条3項)との規定を根拠に、やはり愛国心を教育により子どもに刷り込む教材を配布したり、「教育環境の整備」(自民党「改憲草案」26条3項)として学習指導要領に愛国心教育が書き込まれるなどの行為がなされる可能性がある。

自民党「改憲草案」3条1項では、「国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする」とされ、2項で

^{25) 『}朝日新聞』 1953年10月25日付。

は「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」と明記されている。「日の丸」「君が 代」の問題を考えてもらうために、東京の学校の卒業式などの状況を紹介しよう。2003年10月 23日,東京都教育委員会から学校に対して「通達」が出された(いわゆる「10・23通達))。こ の通達で教職員や子どもは卒業式や入学式などの際, 壇上正面に掲げられた「日の丸」にむかい, 国歌である「君が代」を起立して斉唱することを強制された。この通達が実施されているかどう かを監視するため、東京都教育委員会は卒業式などに職員を派遣した。「君が代斉唱」の有無を 確認するため、東京都教育委員会は教職員の「座席指定」をした。この「座席指定」のため、教 師は生徒の近くに座ることも、生徒のほうを向いて座ることもできなくなった。「国歌」である「君 が代」をきちんと歌っているかどうかを監視するため、東京都教育委員会は「君が代斉唱」の際 の生徒の口の大きさまで確認している。壇上に国旗とされる「日の丸」を掲げるので、卒業作品 の展示ができなくなった。「10・23通達」に基づく校長の職務命令に反して国歌斉唱時に起立し ない教師に対しては「再雇用拒否」「戒告」「減給」などの処分が下されている。とくにひどいの が「養護学校」での卒業式である。身体が不自由な身体障害を持つ子どもでも、壇上にある「日 の丸 | に敬礼させるため、無理矢理壇上に上げさせられたりする。**こうして東京の公立学校の卒** 業式や入学式は子どもの卒業などを祝う場ではなく,国旗・国歌への敬意を強制させられる場と 化している²⁶⁾。「日本国民は,国旗及び国歌を尊重しなければならない」という自民党「改憲草案」 の規定が導入されれば、東京都での「日の丸」「君が代」の教育現場での強制のような事態が全 国の学校に蔓延するかもしれない。さらには、「日の丸」に敬礼しなかったり、「国歌」を斉唱し ない行為に刑罰を科すことすら可能になろう。

自民党「改憲草案」20条3項では「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない」とされている。この規定により、靖国神社への首相などの公式参拝は「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えない」と解釈され、憲法違反ではないとされよう。

第3節:「国防軍」の戦争に対する国民や自治体の協力体制

(1) はじめに

自民党「改憲草案」では「日本国民は,国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」(自民党「改憲草案」前文),「国民と協力して」(自民党「改憲草案」9条の3)国を守ることが明記されている。そして「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」(12条),「生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない」(13条)

^{26)「}日の丸」「君が代」をめぐる現状とその問題点に関しては「日の丸・君が代」処分編集委員会『「日の丸・君が代」処分 東京の学校で何が起こっているのか』(高文研,2004年),池添徳明「ルポ 息苦しさと 沈黙の学校現場」『世界2012年5月号』116-122頁参照。

とのように、「公益」が強調されている (傍点は飯島による強調)。

自民党政権が「国際貢献」「国際平和」のためにアフガンやイラクに自衛隊を派遣すべきとの立場をとり続けたように、国防軍の海外での戦闘行為=「公益」のために一般国民も国防軍の活動に協力すべきとされる可能性が出てくる。しかも、「公益及び公の秩序」には「常に」(自民党「改憲草案」12条)従うものとされている。

では、どのような協力が法的に強制されるのか。ここで「徴兵制」「徴用制」について紹介しよう。

(2) 徴兵制

ここで再び防衛省元幹部の発言を引用しよう。

「もし平和憲法がなかったら、日本は朝鮮戦争(1950 \sim 53年)にも、ベトナム戦争(1965 \sim 75年)にも、湾岸戦争(91年)にも、世界のほとんどの戦争に参戦させられていたということであります。今ごろは徴兵制がしかれて、日本人は海外で血を流しつづけていたはずであります」 27 。

「憲法第9条がなかったら、日本は朝鮮戦争以来全部参戦させられておるということであります。今ごろは徴兵制、間違いないですね。徴兵制のもとに、日本人が海外に派兵されている。それを思いますと、憲法第9条の持つこの大きな意義、これを憲法改正すると放棄することになる」²⁸⁾。

元防衛省幹部の発言を要約すれば,海外で「国防軍」が武力行使→死傷者→志願者の減少→徴兵制。「徴兵制は世論の支持を得られないから志願制を取るより他はない……そこで国防の外注化・民営化が不可避となる」 $^{29)}$ との見解もないではない。しかし,「徴兵制」の可能性がゼロとまで言い切れるか。たとえば石破茂氏は小泉内閣の防衛庁長官時代にも自分のHPに「徴兵制を採用しないという政策はありうるが,憲法論と結びつけることは賛成しかねる,ましてや憲法でそれを明文で定めるなどというのは正気の沙汰とは思われない」「外国の方に徴兵制を奴隷的,苦役に当たると言ったら,余りにも恥ずかしくて日本人をやめたくなる」と記載していた $^{30)}$ 。日本国憲法 18 条では「何人も,いかなる奴隷的拘束も受けない。又,犯罪に因る処罰の場合を除いては,その意に反する苦役に服させられない」とされているのに対して,自民党「改憲草案」 18 条では「何人も,その意に反すると否とにかかわらず,社会的又は経済的関係において身体を拘束されない」とされている。身体拘束の場面が「社会的または経済的関係」と限定されていることについて,

²⁷⁾ 小池清彦前掲注1) 文献18頁。

²⁸⁾ 小池清彦前掲注1) 文献23頁。

^{29)『}東京新聞』2013年1月3日付での竹田茂夫法政大学教授の「本音のコラム」。

^{30) 2002}年10月10日参議院防衛外交委員会での石破茂発言参照。この国会論議に関しては前田哲男・飯島 滋明前掲注20) 文献50-52頁参照。

青井未帆学習院大学教授が「社会的,経済的関係に限定したということは,軍はこうした市民法の枠外にあるとの解釈を可能にする余地が出てくるのではないか」³¹⁾ と指摘している。軍の関係であれば「身体」の拘束も可能,つまり「徴兵制」も憲法的に可能との解釈がなされる可能性がある。「徴兵制は憲法上できない」というのと「徴兵制は憲法上できるけど,やらない」,この違いは大きい。「徴兵制は憲法上できるけど,やらない」の場合,権力者の気が変われば徴兵制が可能になる。日本国憲法から自民党「改憲草案」を認める者は,徴兵制が憲法上可能となる社会を認めることになる。

(3) 徴用制――「看護師」を中心に――

「たとえば海外での戦闘に「国防軍」が派遣される際、運送業や建築業に携わる人、医師や看護師がバックアップに当たる必要がありますが、拒否される可能性が高い。そこで命令によって人材を徴用する制度が整えられるでしょう」(『フライデー 2012年12月28日号での私のコメント』)。

戦争は「兵士」だけで遂行できるわけではない。日中戦争,太平洋戦争の際に女性も軍事工場などに「徴用」された。「太平洋戦争では多くの従軍看護婦が前線に動員された。サイパンでは看護婦は「玉砕」前に負傷者に青酸カリを注射し,自分たちは「バンザイクリフ」で集団自殺を遂げた」320。太平洋戦争末期の沖縄戦での悲劇の象徴として語り継がれる「ひめゆり学徒隊」だが,看護師を目指していたわけではない師範学校の生徒が国から戦場で兵士の看護を命じられ,多くの生徒が戦場で生命を失った。「朝鮮戦争」330の際にも「湾岸戦争」340の際にも医療関係者は戦場に派遣された。

そして現在も、戦争の際に運送業者や建築業者、日本赤十字の医師や看護師に業務を強制させるという主張は自民党内部では根強く残っている。「周辺事態法」制定(1999年)の際にも看護師に罰則をどうするかが議論になった件に関して、水島朝穂早稲田大学教授は以下のような状況を紹介している。

- 31) 『中日新聞』 『東京新聞』 2012年11月30日付。
- 32) 藤尾靖之「「周辺事態法」下での自治体・民間の動員」『最新有事法制情報 新ガイドラインと有事立法』 (社会評論社, 1998年) 78頁。
- 33)「朝鮮戦争時も「人道上からも当然」という日本赤十字の方針によって、看護婦が九州だけでも千名、 全国で数千名「招集」された」という。藤尾靖之前掲注32) 文献79頁。
- 34)「湾岸戦争のときは米国から「中東医療派遣団」が要求された。日赤、大学病院などに希望者を募り約50名が派遣された。この対象となった大学病院の医療労務者は「ある日張り紙がこっそり張り出され、希望者は個人面接に来るように書いてあった」という。派遣団は「現地で300人程度のスタッフがいる、前線とヘリで連絡する野戦病院に配属された」。藤尾靖之前掲注32) 文献79頁。

「さすがに自民党の国防部会でも議論が分かれました。日本有事だったら自衛権でまだ説明がつく。しかし「周辺有事」では、日本が攻められてもいないのに、看護婦さんに罰則付きでアメリカ兵の治療をやれと命じるのは、いくらなんでも今の憲法ではできないだろう。そこで強制案はいったん引っ込みました」³⁵⁾。

その後も、結局は医療関係者などの反対があって失敗したが、小泉内閣の下で有事法制(2003年)が整備された際、看護師などへの「業務従事命令」(自衛隊法103条)に罰則をつけて、看護師や医師などに戦争への協力を法的に強制させようとした。

国のために協力することが国民の責務とされる自民党「改憲草案」では、「国ために協力するのは当然」とされ、戦争になった際に看護師などが戦争支援を強制させられる法制度が作られる可能性がでる。働く女性の20人に1人は看護師なので³⁶⁾、看護師も憲法改正とは無関係ではない。「日本が攻められてもいないのに、看護婦さんに罰則付きでアメリカ兵の治療をやれと命じるのは、いくらなんでも今の憲法ではできない」が、自民党「改憲草案」では可能になる。そして、戦争で必要なのは「看護師」だけではない。医師などの医療関係者、土木、建築、運送業者なども戦争遂行には必要だ。自民党「改憲草案」のような憲法改正がなされれば、「国ために協力するのは当然」とされ、医師、看護師などの医療関係者、土木、建築、運送業者、船員などが戦争の際に国防軍に協力することを強制される法律の制定がなされる可能性が出る。

(4)「地方自治」の空洞化

日本国憲法は個人の権利・自由の保障を究極の目的としている。そのために、政治のあり方を 決めるのは国民という「国民主権」原理が採用されている。さらに、平和なくして権利保障はあ り得ないという考えに基づき、「平和主義」の原理が採用されている。

これらの憲法上の基本原則を実質的なものにするために、日本国憲法で定められている「地方自治」の役割は重要である。1960年代、経済成長を優先させた国に先んじて自治体が公害対策に取り組んだこと、1975年以降、神戸市が非核証明を提出しない外国軍艦の入港を認めないとして住民の安全を守っていること(この「非核神戸方式」の採用後、米軍艦は神戸港に入港してない)はその適例と言える。さらに平和主義の観点からも、自治体の権限を強化することは中央政府の戦争遂行を阻止することになる。港湾や空港の管理権者が都道府県知事とされているのは、戦前の反省を踏まえて、政府が一元的に港湾等を管理することによって戦争を始めることに対する足枷をはめたものである。ところが自民党「改憲試案」の92条では「国及び地方自治体は……相互に協力しなければならない」(自民党「改憲草案」92条)と定められている。この規定を根拠に、有事の際、自治体は国に協力し、国の意向に従うべきと解釈・運用される可能性が

³⁵⁾ 水島朝穂『この国は「国連の戦争」に参加するのか 新ガイドライン・周辺事態法批判』(高文研, 1999年) 31頁。

^{36) 『}看護白書平成22年度』(日本看護協会,2010年)11頁。

ある。

実際、小渕内閣の下で成立した「周辺事態法」(1999年)、小泉内閣のもとですでに成立している「武力攻撃事態法」(2003年)や「有事関7法」などでも自治体の協力が法的に強制させられるしくみができている。「武力攻撃事態法」の例を挙げると、この法律では、「武力攻撃事態」等の際に、対策本部長(=首相)は「対処基本方針」に基づき自治体と総合調整を行なうことができる(14条1項)。調整がうまくいかない場合、首相は対処措置を実施すべきことを指示し(15条1項)、さらに自ら執行すること(=代執行)ができる(15条2項)。すでに有事の際に政府は自治体に対し政府の意向を法的に強制できる。自民党「改憲草案」では、地方自治をますます空洞化させる可能性がある。たとえば知事が住民の安全に配慮し、港湾管理権者として軍艦の出入港を拒否しても、首相は戦争遂行のために港湾管理権者の権限を「代執行」し、軍艦の出入港を認めることが憲法的に可能になる。

第4節: 国民弾圧の手段

(1) 防衛秘密

「国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める」(自民党「改憲草案」9条2第4項)、「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため」(自民党「改憲草案」9条の2第5項。傍点は飯島による「強調」)とされている。国のあり方を決めるのは国民というのであれば、国政に関する事項はひろく国民に提供されなければならない。しかし、軍隊というのは本質的に他者、とりわけ(仮想)敵に手の内を知られるのを好まず、軍に関する事項が秘密にされる。そこでジャーナリストなどが軍に関する事項について取材をし、その結果を発表すれば、罪に問われる可能性がある。早稲田大学の水島朝穂教授が指摘するように、「民間人でも、国防軍の基地を勝手に撮影したら、スパイ容疑で軍事裁判にかけられる」377 可能性がある。実際にも、米兵から空母入港の日時を聞き出そうとしてクリーニング業者が「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、10年以下の懲役に処する」(日米地位協定の実施に伴う刑事特別法6条)との規定を根拠に摘発されたことがあるという380。軍に関する情報はこのように拡大解釈、恣意的運用がなされる危険性がつきまとう。こうしてますます軍に関する事項を国民が知ることができず、軍隊は「国家の中の国家」になる。軍が何をやっているのか主権者が分からないというのでは、「国民主権」は骨抜きにされる。

(2) 軍法会議

「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪 を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く」(自民党「改

^{37) 『}中日新聞』 『東京新聞』 2012年11月30日付。

³⁸⁾ 海渡雄一・前田哲男『何のための秘密保全法か』(岩波書店, 2012年) 6, 7頁。

憲草案」9条の2第5項)とされているように、国防軍に審判所を置くことが自民党「改憲草案」で明記されている。「審判所とは、いわゆる軍法会議のことです」という(自民党「改憲草案Q&A」12頁)。「軍法会議」では「軍事的合理性」が最優先されるため、犯罪を犯した軍人に対する刑罰は甘くなる一方、軍によって被害を受けた者の救済・補償は軽視、無視される可能性がある。又、軍事機密を漏洩するような行為に対しては、「軍の理論」が優先され、厳しい判決が下される可能性も出てくる。

この自民党「改憲草案」では審判所=軍法会議は最高裁判所の管轄下にあるから³⁹⁾、「軍の理論」での判決は最高裁判所で是正されるとの意見もあるかもしれない。ただ、軍事の専門家が構成員となることも想定される「審判所」の判決を、軍の門外漢である最高裁判所が覆すことができるだろうか。現実問題としては、最高裁判所は「審判所」の判決に追随するにすぎないことも想定されよう。

(3) 自民党「改憲草案 | 21条2項での「公益及び公の秩序 | について

「国が《公益及び公の秩序を害する》と判断した行動・言動は、すべて規制される可能性があります。反原発デモに限らず、消費増税やTPPに反対した場合も、"反政府的"というレッテルを貼られ、政府にとって目障りな団体は排除されるかもしれません」(『週刊女性2013年1月29日号』39頁での私のコメント)。

先に紹介したコメントは私だけではなく、たとえば『週刊ポスト2013年1月25日号』40頁ではジャーナリストの鳥越俊太郎氏もほぼ同様の指摘をしている。ここでその趣旨を紹介しよう。

自民党「改憲草案」21条2項では「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」と定められている。民主主義が健全に機能するためには「表現の自由」がきわめて大切であるが、自民党「改憲草案」21条2項の「公益及び公の秩序を害すること」という規定は政治的言論や行動を規制し、民主主義社会を壊滅に導きかねない極めて危険な規定である。たとえば「公益及び公の秩序を害する」との文言は、ヴァイマール憲法48条の「公の安全及び秩序」という文言に類似している。ヒトラーが主導する「ナチス」はヴァイマール憲法48条の「公の安全及び秩序」を害するとしてナチスに目障りな団体や書物などを規制し、当時は最も「民主的」と言われたヴァイマール共和国を崩壊させた。「自民党改憲案」21条2項でいう「「公益及び公の秩序を害する」との規定について同様な拡大解釈、運用がなされないとも限らない。現在でも警察や検察が「公務執行妨害」などを拡大解釈して逮捕・勾留することで反原発デモを規制している。たとえば2011年9月19日のデモでは12人、2012年

^{39)「}被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない」とされ(自民党「改憲草案」9条の2 第5項)、さらに自民党「改憲草案」76条2項で「特別裁判所は、設置することができない」とされてい ることから、「特別裁判所」の例とされる「軍法会議」は自民党「改憲草案」では最高裁判所の管轄下 にある。

7月には2人が公務執行妨害などで逮捕され、2012年12月にはある大学の准教授が同年10月17日のJR大阪駅駅頭で「震災瓦礫」の受入に反対する宣伝活動を行ったことを理由に「威力業務妨害罪」(刑法234条)や「不退去罪」(刑法130条後段)で逮捕されている。そうした現状を踏まえると、自民党「改憲草案」にある「公益及び公の秩序を害する」との規定は、反政府的言動が規制される根拠となる危険性がある。

(4) 緊急事態

自民党「改憲草案」では「緊急事態」も導入されている(第9章,9条の2第2項)。自民党「改 憲草案」が議論される際、国防軍が海外で戦争のできることが問題にされることが多いが、この 「緊急事態条項」も国防軍が海外で戦争できるのと同じくらい危険な規定である。そこでやや詳 しく紹介したい。「有事や大規模災害などが発生したときに、緊急事態の宣言を行い、内閣総理 大臣等に一時的に緊急事態に対処するための権限」(自民党「改憲草案Q&A」30頁)を認めた 規定が「緊急事態」条項と言われる。「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」の際,政府が迅 速に対応できなかったのは憲法に「緊急事態条項」がなかったためであり、戦争や自然災害など の緊急事態に迅速に対処するために憲法を改正して「緊急事態」条項を導入すべきだという主張, 一見すると説得力があると感じるかもしれない。しかし、日本やドイツ、フランスでの「緊急事 態」の行使の歴史を概観すれば、真っ先に頭に浮かぶのは権力者による濫用の危険性だろう。日 本やドイツ,フランスでの「非常事態条項」は「国民の保護」「国家の保護」等の名目で,とり わけ権力者にとって目障りな存在を規制、弾圧するために用いられてきた。フランス第5共和制 憲法(1958年制定)の「緊急権」(16条)に関しても,学説上は「恣意的な行使」の危険性が絶 えず指摘されてはいるが、人権保障に資すると論じている文献は皆無といってよい。むしろ人権 侵害の危険が危惧されている400。1961年、フランス第5共和制憲法16条の「緊急権」が発動され た際にも,例えば48人のデモ参加者が警察に殺されている41)。ドイツのヴァイマール憲法48条の 「非常権限」は極めて悪名高い。とりわけ 1932 年にヒトラーが首相に就任すると「非常権限」が 濫用され,ナチスにとって目障りな存在は「非常権限」に基づく命令によって規制,弾圧された。 最も民主的といわれたヴァイマール共和国の息の根を止めた主たる理由の1つがヴァイマール憲 法48条であった420。日本でも、1923年の関東大震災の際に発動された「戒厳令」を根拠に、朝鮮

⁴⁰⁾ 例 えば Jean Rivero, Les libertés publiques, 1/Les droits de l'homme, 6éd., P. U. F., 1991, p. 305.; Georges Burdeau/Francis Hamon/Michel Troper, Droit constitutionnel, 26éd., L. G. D. J, p. 553.; Maurice Duverger, Le système politique français, 19éd., P. U. F., 1986. p. 264.

⁴¹⁾ 樋口陽一「現代の改憲論と有事法制」『世界』1999年11月号44頁。この事件では、警察官によって「リンチ」(lynchage)「水死」(noyades)、「略奪」(vols)といった「あらゆる種類の暴力行為」(*L'année politique*、1961, p. 137.)、「銃撃や拷問」(渡邊 啓貴『フランス現代史――英雄の時代から保革共存へ――』(中公新書、1998年)115頁)等が行われたことが指摘されている。

⁴²⁾ ヴァイマール共和国の国法学者カール・シュミットの議論,および48条の行使の現状については飯島滋明「国家緊急権(2)」『早稲田大学大学院法研論集102号』(2002年)参照。

人や中国人, 社会主義者など, 政府にとって不安分子とされた存在が虐殺された⁴³⁾。こうした歴 史を踏まえると、「緊急事態条項」というのは民主主義や人権を根底から蹂躙する可能性を否定 できない。自民党「改憲草案」でも、「緊急事態が発せられたときは、法律の定めるところによ り、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定できるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出 その他の処分を行い,地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」(自民党「改憲 草案」99条1項)という規定が存在する。「緊急事態の宣言」(自民党「改憲草案」98条1項)の 宣言がなされれば、内閣は自民党「改憲草案」99条1項の規定を根拠に事実上の立法権を行使し て国民の権利・自由を制限できる。反政府的立場の者の言動を規制するために「法律と同一の効 力を有する政令」が制定されるかもしれない。歴史を振り返ると、ヴァイマール憲法48条に基 づく命令,たとえば1933年2月4日に出された「ドイツ国民の保護に関する2月4日の共和国大 統領命令」(Verordnung des Reichspräsidenten zum Schutz des deutschenVolkes) だが,「引出命令」 (Die Schubladenverordnung)⁴⁴⁾と称されることからも窺えるように, 権力者が何でもできる「命令」 であった。「この命令に基づいてヴァイマール憲法123条の集会の自由と118条の出版の自由は 制限を受けた」45 のであり、共産党機関紙『赤旗』や社会民主党機関紙『前進』などは「公共の 安全に対する重大な障害を生じさせる虞がある」ということで発禁処分とされた*60。暴力革命の 証拠書類の押収という名目の下に共産党本部であるカール・リープクネヒト館に対して幾度か強 制捜索がなされた47。自民党「改憲草案」でもこのような権力濫用に対する法的歯止めがない。「第 十四条〔法の下の平等〕,第十八条〔奴隷的拘束および苦役からの自由〕,第十九条〔思想及び良 心の自由〕,第二十一条〔表現の自由〕その他の基本的人権に関する規定は,最大限に尊重され なければならない」(〔〕) は飯島による補足)と定められているが,「最大限尊重」すれば良い のであって、「侵害してはならない」などと定められているわけではない。

また、「内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い」という規定を根拠として、戦争遂行のための国家予算の支出を内閣総理大臣が一存で実施できることになる。これではまさに「独裁者」であろう。「公の秩序を維持し、又は国民の生命もしくは自由を守るための活動」が国防軍の任務とされているように(自民党「改憲草案」9条3項)、反政府的なデモを行ったりすれば「国防軍」が弾圧するといった事態も起こりかねない。現に1960年、日米安保条約締結に反

⁴³⁾ 関東大震災の際の「戒厳令」の行使の状況については飯島滋明「国家緊急権(3・完)」『早稲田大学大学院法研論集104号』(2002年)参照。

⁴⁴⁾ Werner Frotscher/Bodo Pieroth, Verfassungsgeschichte., 3. Aufl. C. H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, München, 2002, S. 309.

⁴⁵⁾ Herwig Schäfer, "Die Rechtsstellung des Einzelnen Von den Grundrechtenzurvolksgenössischen Gliedstellung" in: Ernst Wolfgang Böckenförde (Hrsg.), Staatsrecht und Staatsrechtlehre im Dritten Reich, C. F. Müller Juristischer Verlag Heidelberg, 1985, S. 109.

⁴⁶⁾ F. M. Watkins, *The Failure of Constitution Emergency Powers under the German Republic*, Harvard University Press, 1939, pp. 114-5.

⁴⁷⁾ F. M. Watkins, op. cit., p. 116.



2011年8月,石巻市にて。 被災地の現場で復興支援に携われば、「緊急事態条項」がないから復興がすすまな いとの理屈は「机上の空論」だと分かるだろう

対するデモに対して時の首相である岸信介は「治安出動」(自衛隊法78条)を時の防衛町長官である赤城宗徳に要請した。市ヶ谷の防衛庁には約50台の戦車が待機していた。首相の要請が実施されたら、自衛隊が国民を弾圧する事態が生じたのだ。こうした事態に憲法上の根拠を与えるのが「緊急事態条項」だ。「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」の際、政府が迅速に対応できなかったのは時の政府が的確かつ迅速に対応できなかったためであり、憲法に「緊急事態条項」がないからではない。現場で復興支援に当たる者で、「緊急事態条項がないから復興がすすまない」などと考える者はほとんどいないだろう。政府が適切かつ迅速な対応をしようともしないのに、憲法に「緊急事態条項」がないから自然災害などに迅速に対応できないというのは責任逃れの主張である。緊急事態の際に首相に無制限の権限を認め、軍隊等を出動させて一気に対処するといった幼稚な考えで「緊急事態条項」を導入すれば、緊急事態に対処する前に日本社会そのものが緊急事態に陥るであろう。

第5節:近隣諸国との関係について

2005年に自民党が「憲法改正草案」を発表したとき、フランスの新聞『ル・モンド』2005年が以下のような記事を出している。

見出「日本は平和憲法を改正しようとしている」。

「小泉純一郎が所属する政党は、1947年の基本法「日本国憲法」を改正し、あらゆる権限を

持つ軍隊を創設しようとしている。草案は〔アジア〕地域に懸念を呼び起こす」48)。

さらに2012年12月の衆議院選挙で自民党が圧勝したときにも、『ル・モンド』2012年12月17日付では「自民党は日本の戦争放棄を確認している日本国憲法9条を改正しようとしている」、「安倍晋三が日本の軍事能力を強化することを約束しながら政権につくがゆえに、不安定さはますます激しくなる」⁴⁹⁾といった記事が掲載されている。

いまの日本国憲法、日本国民だけにとって重要なのではない。日中戦争や太平洋戦争で多くの 犠牲者が出たアジアの近隣諸国にとっても重要な意味を持つ。自民党や日本維新の会など、日本 の右翼的政治家には、「南京大虐殺はなかった」「従軍慰安婦はでっち上げ」などと発言している 人が多い。しかし、「私は上からの命令書を見ました。「支那人は全部殺せ、家は全部焼け」と書 いてありました」⁵⁰⁾、「南京大虐殺はあったんじゃ。無茶苦茶やったんや」⁵¹⁾、「強姦はし放題」⁵²⁾ な どというように、多くの日本兵もそうした行為を認めている。こうした被害を受けたアジアの人 は今でも日本軍の行為を決して忘れてはいない。日本国憲法9条は、そうした残虐な被害をもた らした侵略戦争を二度と起こさないという、犠牲者への謝罪と国際公約としての意味を持つ。し かし、こうした憲法9条が改正され、海外でも戦争ができる国防軍が設けられたら、日本の侵略 戦争で多大な被害を受けた近隣諸国の国民はどう思うか。ましてや、「南京大虐殺はなかった」「従 軍慰安婦はでっち上げ」などと発言する、安倍晋三や石原慎太郎といった政治家たちがこうした 憲法改正を行おうとすれば、近隣諸国の国民はどう思うだろうか。

また、「敵軍を追ひはらって、せんりゃうしたところに、真っ先に高く立てる」(小学3年生用『初等科修身 一』1942年版)旗であり、2000万人以上のアジアの犠牲者を出した日本軍の侵略行為の象徴ともいえる「日の丸」、死ぬ前に歌うことを強制された「君が代」に関して、「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」という憲法改正がなされたら、日本の侵略戦争の犠牲になった中国や韓国などの国民はどう思うだろうか。

⁴⁸⁾ Le Monde, 25. novembre. 2005.

⁴⁹⁾ Le Monde, 17, decembre, 2012.

⁵⁰⁾ 松岡環編著『南京戦 閉ざされた記憶を尋ねて 元兵士102人の証言』(社会評論社,2002年)95頁での依田修さんの発言(南京当時 第16師団歩兵第33連隊第3機関銃中隊所属)。

⁵¹⁾ 松岡環編著前掲50) 文献277頁での井戸直次郎さんの発言(南京当時 第16師団歩兵第13連隊第3大隊所属)。

⁵²⁾ 松岡環編著前掲50) 文献281頁での田所耕太さんの発言(南京当時 第16師団歩兵第38連隊第1大隊 所属)。

第4章:主権者としてどう対応すべきか

- (1) なぜ日本国憲法を変えるのか
- ①「押しつけ憲法論」

ところで、なぜ自民党、日本維新の会、みんなの党などは憲法を変えたがるのか。その論拠として、いまの憲法はGHQに押しつけられたという「押しつけ憲法論」が挙げられる。もちろん、占領下で制定された憲法であり、アメリカによる強制的要素がないとは言い切れない。しかし、押しつけられたといえば、朝鮮戦争後に成立した「警察予備隊」、「日米安保条約」、日本の軍事増強、さらには「憲法改正」こそ、まさにアメリカから押しつけられてきた。2012年8月に出された、いわゆる「第3次アーミテージレポート」でも、「集団的自衛権の禁止は、米日同盟の障害物になっている」として、集団的自衛権の行使を可能にするために憲法改正が求められている。ところが「憲法改正」がアメリカからの「押しつけ」とは自民党、日本維新の会、みんなの党の政治家は言わない。「集団的自衛権行使のために憲法改正」というアメリカの要求を実現するために「日本国憲法」はアメリカなどに押し付けられたという奇妙な主張、どれだけ真剣に検討する価値があるのだろうか。

②改正回数による理由

「世界の国々は、時代の要請に即した形で憲法を改正しています。主要国を見ても、戦後の改正回数はアメリカが6回、フランスが27回、イタリアは15回、ドイツに至っては58回も憲法改正を行っています。しかし、日本は戦後一度として憲法を改正していません」と自民党「改憲草案Q&A」3頁では言われる。

「アメリカがこうだから、フランスがこうだから」という主張にどれだけ説得力があるのだろうか。子どもではない。表面的に「他の国がこうだから」といっても全く意味がない。たとえばドイツは58回改正されたというが、「ドイツ連邦共和国基本法」79条3項⁵³⁾ の規定からすれば、基本法が前提とする基本原理の改正は許されない。「58回も憲法改正を行っています」というが、ドイツ連邦共和国基本法79条2項の「連邦議会議員の3分の2および連邦参議院の表決数の3分の2の賛成」という要件は、日本国憲法96条の発議要件と同じである。つまり、日本とドイツの憲法改正の回数の違いは、両国の政治的・社会的状況の違いであって、改正要件の難しさによるものではない。27回と紹介されるフランスでも、「共和政体は、改正の対象とはできない」(フランス第5共和制憲法89条)とされている。このようにドイツ基本法79条3項やフランス第5共和制憲法89条のような考えからすれば、「陸海空軍その他の戦力」を持たず、戦争が放棄された日本国憲法9条から、「国防軍」を創設して海外での戦争すら可能になる自民党「改憲草案」9条のような、極めて重要な基幹原理に関わる改正は認められないだろう。たとえばフランスの「憲法」概念や役割は日本の「憲法」概念や役割とは異なり、歴史的な事情などから、日本ほどの「硬

^{53)「}この基本法の変更によって、連邦の諸ラントへの編成、立法に際しての諸ラントの原則的協力、または、 第1条および第20条にうたわれている基本原則に触れることは、許されない」。

性憲法」ではない。そうした歴史的な事情、憲法の役割、法文化の違いを抜きにして、他国の憲 法改正の回数を挙げ、「だから日本も憲法を変えよう」というのはあまりにも軽率な主張であろう。

(2) 自民党「改憲草案」の内容をどう考えるか

以上,自民党「改憲草案」について紹介した。自民党「改憲草案」では「個人情報の不当取得の禁止等」(19条の2),「環境保全の責務」(25条の2),「犯罪被害者への配慮」(25条の4)などを例に挙げ,権利などの保障が厚くなった,良い憲法改正との宣伝がなされるかもしれない。かつて「自民党がつくる憲法は「国民しあわせ憲法」」(2004年6月に自民党が発行したパンフレット)と宣伝していたこともある。しかし,自民党「改憲草案」で「個人情報の不当取得の禁止等」,「環境保全の責務」,「犯罪被害者への配慮」などが列挙されても,権利の保障が厚くなるわけではない⁵⁴。日本国憲法97条が自民党「改憲草案」では削除されているなど,人権に対する理解が乏しい⁵⁵。「生存権」に関しては,「健康で文化的な最低限度の生活」(日本国憲法25条)がますます

- 54)本当に環境保護や被害者の権利を認めるつもりであれば、「環境保全の責務」や「犯罪被害者への配慮」などとはせず、「環境権」、「犯罪被害者の権利」と、「権利」であることを明記するだろう。そもそも憲法を改正しなくても、法律を制定すれば「環境」や「犯罪被害者」の権利は保障できる。憲法14条や44条で禁止されている「差別」の列挙事項に「障害の有無」という文言を入れたのも同様である。憲法14条や44条にある「人種、信条、性別、社会的身分または門地」というのは例示であって、こうした事情以外でも、「合理的な理由がない「差別」は14条や44条で禁止されているというのが最高裁判所や圧倒的多数の学説の立場である(「例示的列挙説」と言われる)。憲法に規定されていないから「障がい者」を差別して良いという解釈を憲法14条から導くことはできない。「個人情報の不当取得の禁止等」の規定、プライバシー保護のためなどと言われると良いイメージを持つかもしれない。しかし、こうした規定がなくても法律で十分にプライバシー保護は可能である。むしろ「個人情報の不当取得の禁止等」の規定を根拠に、政治家の情報を記者などが取材を通じて取得するのを阻止する役割を果たす可能性がある。憲法前文に「基本的人権の尊重」を入れたのもそれほど意味はない。「国政上の行為に関する説明の義務」も、「国民主権」を前提とすれば主権者である国民に対して国政事項を説明するのは当然である。むしろ、「国民に対して説明の義務がある」などとの名目で権力者の都合の良い思想や情報を垂れ流す、かつての「大本営発表」のような行為にお墨付きを与えかねない規定である。
- 55) 自民党「改憲草案」では現行憲法97条が削除された。このことは自民党「改憲草案」の性質を明瞭に表している。日本国憲法第10章「最高法規」の冒頭に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」(97条)との規定が置かれている理由は何か。「憲法が最高法規であるのは、その内容が、人間の権利・自由をあらゆる国家権力から不可侵のものとして保障する規範を中心として構成されているからである」(芦部信喜著/高橋和之補訂『憲法第3版』(岩波書店、2002年)12頁)との指摘のように、「永久不可侵の基本的人権」を強く保障しているからこそ、日本国憲法は「国の最高法規」(憲法98条)なのだ。そうしたことを示すために最高法規の章の最初の条文が97条となっている。ところが自民党「改憲草案」では97条が削除されている。

空洞化されるかもしれない⁵⁶⁾。露骨な外国人差別規定もある⁵⁷⁾。このように,自民党「改憲草案」では個人の権利・自由の保障は弱められることになろう。

そして自民党「改憲草案」では、海外での戦争が可能になる規定が盛り込まれている。「国のために尽くすのは尊いこと」という思想を国民に浸透させることで権力者による戦争遂行を容易にするために、首相などの権力者が靖国神社へ公式参拝するのが可能になる規定、「日の丸」や「君が代」を国民に強制することも可能な規定、権力者に従順な国民を育てるための教育も可能になる規定が設けられている。そして、アフガン戦争の際の海上自衛隊のインド洋派兵やイラク戦争の際の自衛隊の派兵が「国際貢献」「国際協力」と小泉、第1次安倍、福田、麻生内閣が宣伝していたように、「国防軍の海外派兵」=「公益」であり、国防軍の戦争に国民は協力すべきとされる規定が盛り込まれている。戦争反対の発言をすれば「公益及び公の秩序」を害した(自民党「改憲草案」21条2項)として逮捕されたり、反政府デモを行えば「公の秩序」(自民党「改憲草案」9条3項)を害したとして「国防軍」に弾圧される可能性がある。

自民党「改憲草案」では、こうした社会にならないための憲法的な歯止めがない。むしろ、今までの自民党の政治を見ると、こうした社会になると考えるほうが自然だろう。いまの自民党の政治家もそこまでするつもりはないと言うかもしれない。しかし、法というものは後世、制定者などの意図を離れた解釈・運用がなされることも少なくない。たとえば憲法9条に関しても、安倍首相の祖父である岸信介首相は「日本の自衛隊が日本の領域外に出て行動することは、これは一切許せないのであります」(1960年3月11日衆日米安保特別委員会)と述べていた。安倍首相の大叔父である佐藤栄作首相も「わが国の憲法から、日本は外へ出ていく、そんなことは絶対にないのでございます」(1969年2月19日衆予算委員会)と述べていた。ところが岸首相の孫である安倍首相は、今の憲法の下でも自衛隊を海外に派兵してきた。のちに法がどう解釈・運用され

⁵⁶⁾ たとえば自民党「改憲草案」前文では「家族や社会全体がお互いに助け合って」とか、24条1項で「家族は、お互いに助け合わなければならない」という規定がある。「家族が助け合うのは良いことであり、そうしたことが憲法に書き込まれるのは良い」などと単純に考えてはならない。「生活保護や年金などの社会保障を国に求めず、家族が面倒をみろと明言しているのだ」と森永卓郎氏が言うように(『週刊ポスト2013年1月25日号』42頁)、家族で助け合って生活保護などは受給するなという政治の根拠になりうる。自民党「改憲草案」83条2項で「財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない」という財政健全化に関する規定は、とりわけ小泉内閣、先の安倍内閣のもとで行われてき「新自由主義路線」に基づく福祉や医療費の削減といった政策の根拠として援用される可能性がある。83条2項の規定は「自治体」にも準用される(自民党「改憲草案」96条3項)。現に第2次安倍政権下では、生活保護費を削減する政策が進行している。

⁵⁷⁾ 最高裁判所の判決では、外国人に地方選挙権を認めることは立法政策の問題とされたが(最判7年2月 28日民集49巻2号639頁)、自民党「改憲草案」では「公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国 籍を有する成年による普通選挙の方法による」(傍点は自民党改憲草案による修正部分。その他、94条)とされ、外国人、とりわけ歴史的事情から第二次世界大戦後も日本で生活することを余儀なくされた在日コリアンが選挙権を持つ可能性が明確に否定されている。なお、自民党「改憲草案Q&A」26頁では「朝鮮学校では反日的な教育が行われている」との記述もみられる。

るか分からない実例がまさに現在の日本に存在している。今の自民党の権力者が「徴兵制」を導入する気がないとしても、後にどのような解釈・運用がされるか分からない。そして、日本国憲法の下では「徴兵制」への歯止めが存在するが、自民党「改憲草案」では徴兵制に対する法的な歯止めがなくなり、徴兵制が導入されても憲法違反ではなくなる。今すぐではなく、たとえば私たちの孫の世代になって「徴兵制」が導入されるかもしれない。そうした憲法改正をどう考えるか。

(3) 憲法改正国民投票について

法律の場合とは異なり、憲法改正の際には「国民投票」が行われる(96条)。憲法を改正するかどうかを最終的に決めるのは主権者である国民になる。国民が国のあり方を決めるのは良いとの考えもあろう。しかし、多くの国民が関心も知識もないのに国民投票で投票したり、一部の軽薄な政治家やコメンテーターなどのいい加減な発言に国民が影響された状態で国民投票が行われれば、国民投票こそが日本の暗い将来をもたらすかもしれない。実際、19世紀のフランスでナポレオン1世、ナポレオン3世の帝政を成立させたのは「国民投票」であった。そしてフランスでは、「二つの人民投票帝政の体験から行政権の長が何らかのかたちで民意と直結することを「プレビシット的」として警戒する伝統が根強く成立することになる」 58 。

ドイツでも、1933年の国際連盟脱退をめぐる国民投票では92%、1934年8月に行われた、ヒ トラーを大統領兼首相の「総統」(Führer)として認めるかどうかの国民投票では90%, 1938年 3月のオーストリア併合をめぐる国民投票では99%が賛成だった。こうして「国民投票」はヒト ラーの独裁や外国への侵略を正当化した。**フランスやドイツの歴史をみれば**,「**国民投票」は国** 民意志を国政に正確に反映させる方法としてではなく、権力者の地位や権限を強化するための手 **段として権力者に利用されることがある**5%。こうした歴史を踏まえ、後で後悔するような日本に しないためにも、国民投票の際には主権者として適切な判断が求められよう。「議会が多数で、 政府も賛成していたにもかかわらず、国民が否定する、そのすさまじさというものを感じたわけ でございます」(2007年4月18日参議院憲法調査特別委員会での保岡興治議員)とのように,中 山太郎議員や保岡興治議員は2005年5月にフランスで行われた「EU憲法条約の批准」の国民投 票の否決を目の当たりにし,国民投票で負けたら権力者がどうなるかを実感している。ジャンピ エール=ラファラン首相はシラク大統領から解任された。シラク大統領も「辞職すべき」と攻撃 され、残りの2年間の安定した政権運営ができるかどうかも危ぶまれた。この国民投票の失敗も 一因となり、シラク大統領の3選の可能性は事実上、消えた。こうした状況を目の当たりにした 自民党議員は、軽々しくは国民投票に訴えないと思われる。憲法改正の国民投票が行われるのは 自民党や「日本維新の会」にとって都合のよい結果が出る可能性が高い時、つまり、権力者やメ ディアによる世論操作によって「国際平和・国際貢献のために国防軍が海外で武力行使すること

⁵⁸⁾ 樋口陽一『現代法律全集 36比較憲法〔全訂第3版〕』(青林書院,1993年)148頁。

⁵⁹⁾ なお,国民投票のこうした問題点と,2007年に成立した「改憲手続法」(憲法改正国民投票法)については,前田哲男&飯島滋明『問題だらけの改憲手続(国民投票)法と改憲先取る「集団的自衛権の行使」』(フォーラム平和・人権・環境,2007年)参照。

が必要」という考えが国民に浸透し、国民投票で憲法改正が認められる可能性が高いと自民党な どが判断したときだろう。主権者である国民の意志を問う「国民投票」は良いことだと楽観する のではなく、「国民投票が行われるのは権力者にとって都合の良い結果が出る可能性が高い時だ | と警戒心を持って国民投票には接するべきである。そして、そうした警戒感をもとに、憲法改正 の国民投票で求められている憲法改正が本当に良き日本社会をもたらすのかどうか、賢明に判断 することが必要となる。政治的な動向としては、96条の改正が先になるかもしれない。96条の 改正に関して「憲法改正は、国民投票に付して主権者である国民の意思を直接問うわけですから、 国民に提案される前での手続を余りに厳格にするのは、国民が憲法について意思を表明する機会 が狭められることになり、かえって主権者である国民の意思を反映しないことになってしまうと 考えました」(自民党「改憲草案Q&A|34頁)などと、国民の意見を聞くために96条の要件を 緩和するとの意見が出ている。一見もっともらしいが、しかし、いままでの自民党政治を考えて ほしい。自民党はそんなに国民の意見を聞く政党だっただろうか? 例はいくらでも挙げられる。 「世論に従って政治をすると間違える場合もある」(2003年3月5日参議院予算委員会での小泉首 相発言)として、国民世論を無視して自衛隊をイラクに派兵した自民党。原発反対の世論が強い 中でも原発の新設に前向きな発言を繰り返す安倍首相。96条の改正を先にするのは、「国民の意 見を聞くため」などでは決してない。日本維新の会の松井一郎幹事長は2012年12月17日、「ま ず96条を変えないと9条を変えられない」と発言しているように、憲法9条を改正したいために、 96条の憲法改正の要件を緩和させようとしているのだ。つまり96条改正の先には9条の改正が ある。先に紹介したように、9条が改正されれば海外での戦争が可能になり、そうした戦争に協 力させられる国家、戦争に反対すれば弾圧の対象になる国家に日本が変わる可能性があるが、そ うした事態をもたらす憲法9条の改正に替成であれば、自民党、日本維新の会、みんなの党が主 導することが予測される96条の改正に賛成すればよい。しかし、日本が将来こうした国家にな る可能性を拒否するのであれば、憲法9条改正の国民投票の際にはもちろんだが、96条の改正の 際の国民投票でも憲法改正に反対する必要があろう。

【2013年2月5日脱稿】